

## 「景観・歴史まちづくり」

日本文化と伝統的建築を研究した宮川英二の『風土と建築』は、建築を文化の一つの姿と見て、「風土の面から日本の建築を」考察している。「人間は環境から逃れることはできない。環境によって豊かにされると同時に、制約も受ける。文化の中には普遍性と個別性があるが、所詮、日本の建築は日本的である」と、風土と建築について語ると同時に、それは伝統的な日本の建築の簡素さ、自然との親和、自然と建築の連続性などが日本文化の特徴であると論じている。

「景観法」は平成16年に制定された。規制権限を市町村に付与することが定められ、これは景観計画区域内の建物を建て替える時に規制するものである。したがって、地区内に何か動きがなければ機能しないことになる。地方の自主性に任せながら法的な権限を与えることになるため、やる気がある自治体では取り組みが進んでも、そうでないところでは全く進まない。今の厳しい地方財政の中で景観の維持を優先することは難しく、国は規制をするだけでなく、支援もする必要性が出てきたわけだ。この支援の部分を担当するのが、平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」である。

「歴史まちづくり法」では、規制に見合った支援、具体には補助金であるが、これが中心になっているため、議会も関心を示すことになり、予算も計上しやすくなる。ほとんど諦めていた建物の改修や、見苦しい建物を壊して良好な景観にマッチする建物に建て替えたりといったことも可能になるわけである。

「景観法」と「歴史まちづくり法」の関係を問われれば、それは「景観法」がムチだとすると、「歴史まちづくり法」がアメであり、アメとムチという形で景観法を補完するのが、「歴史まちづくり法」の一つの目的だと考えられる。

「景観まちづくり」は現在、国が積極的に取り組んでいて、日事連では平成21年6月に景観・まちづくり特別委員会が設置され、毎度のように会誌の特集で賑わしている。隣県の茨城、埼玉、神奈川の単位会では既に景観整備機構の指定を受けて活動しており、歴史的建造物の保存・活用などの具体的な段階に至っているようだ。地域の景観・まちづくり活動に取り組んでいる様子は各単位会のHPで閲覧できるが、特に、埼玉会では地方の古民家の景観重要建造物の指定に向け手続きを始めたとのことで、地域周辺一帯における景観保全や景観形成の足掛かりとなる事業の可能性が垣間見える。

昨年、遅まきながら、我々事務所協会でも景観まちづくり専門委員会が新設された。千葉県内の歴史的風致の維持向上調査を準備し、良好な景観の形成に関する建造物等の資料をはじめ、情報収集などの活動に取り掛かっている。

東葛支部 畔上 廣司



酒々井町教育委員会生涯教育課 課長 木内達彦氏より街の成り立ちなどの詳しい話をお聞かせ頂いている「景観まちづくり委員会の皆々」の皆々。